

教育・保育施設に入所中の児童の保護者様へのお願い

※この用紙に記載の内容は、宝塚市内の教育・保育施設に入所中の児童の保護者様向けのもので、宝塚市外の施設に入所中の児童の保護者様については、手続きに必要な書類が施設に無い場合がありますので、お手数ですが宝塚市保育事業課までお問い合わせください。



こんなときどうする？

対応ページ

- | | | |
|---------------------------|-----------------------------|----|
| ○施設を連続して14日以上欠席するとき | →長期欠席届 | P2 |
| ○市内で引越しをしたとき | →家庭状況変更届 HP | |
| ○市外に引越しをしたとき | →教育・保育施設退所申請書（報告書） | P2 |
| ○入所児童または保護者の氏名が変わったとき | →家庭状況変更届 HP | |
| ○婚姻したとき、離婚したとき | →家庭状況変更届 HP | P2 |
| ○障害者手帳等の交付を受けたとき | →☆家庭状況変更届 HP | P3 |
| ○世帯の構成状況が変わったとき | →家庭状況変更届 HP | P3 |
| ○妊娠したとき、出産したとき | →☆妊娠・出産届 | P3 |
| ○退職したとき | →☆就労誓約書 | P3 |
| ○転職したとき | →☆就労証明書 HP | |
| ○延長保育を希望するとき | →☆宝塚市延長保育申込書 | P4 |
| ○承諾を受けた延長保育をやめるとき | →☆宝塚市延長保育停止・取消申込書 | P4 |
| ○登園届の必要な疾患が治り施設に通所するとき | →☆登園届 | |
| | ☆出席停止解除証明書※ HP | |
| ○施設をやめるとき | →教育・保育施設退所申請書（報告書） | |
| ○施設を移りたいとき | →☆転所申請書 HP | P4 |
| ○支給認定区分を変更したいとき（認定こども園のみ） | →施設型給付費支給認定変更申請書 | P4 |
| ○保育の必要量を変更したいとき | →☆施設型給付費支給認定変更申請書 | P4 |

※「☆」がついている項目は2・3号認定（保育認定）子どものみ対象です。

※各様式は、各施設および市役所保育事業課に備え置いています。また HP のある書類は宝塚市ホームページ内からダウンロード可能です。下記にある二次元コードを読み取るかホームページ内の「サイト内検索」で「保育・様式」または「ページ番号検索」でID「1009438」とキーワードを入力して検索すれば申請書様式ダウンロードのページが表示されます。

※出席停止解除証明書につきましては各医療機関に持参し、発行を依頼してください。

二次元コード 

(ホームページID：1009438)



令和7年（2025年）4月

お問合せ先 〒665-8665 宝塚市東洋町1-1
宝塚市役所 保育事業課 電話 0797-77-2037

教育・保育施設の長期間の欠席について（２・３号認定子どものみ対象）

- ・ 欠席の理由に関わらず、長期間欠席している児童は「保育が必要」な状態とはいえないため、退所していただきます。具体的には、連続して２か月（土・日・祝日を含む）以上欠席されましたら、施設を退所していただきます。
- ・ ただし、入所児童の保護者が妊娠し、入所児童と一緒に出産のために居住地から離れる場合は、４か月以上（多胎妊娠の場合６か月以上）連続での欠席で施設を退所していただきます。
- ・ 保育料は、月の初日に在籍していれば、欠席しても１か月分の保育料が必要です。ただし、児童の負傷や疾病で連続して２８日以上長期欠席するときや産休明け保育のため月の途中から入所したときは、その状況に応じて保育料を減額します。
- ・ 長期欠席届については、休みに入る予定の報告と休み明けの確定の報告、計２回の提出が必要です。

宝塚市外へ引越しをしたが、引き続き現在の施設の継続入所を希望するとき
（２・３号認定子どものみ対象）

- ・ 市外への引越しにより宝塚市民でなくなった時点で入所資格を喪失します。引き続き現在の施設を希望する時は、速やかに転出先の市区町村役場を通じて施設入所の手続きを行ってください。
- ・ 年度途中の引越しの場合、引越し先の自治体から依頼があれば、年度末の３月３１日まで継続入所が可能です。（依頼の可否については引越し先の自治体にご確認ください。）翌年度４月１日以降は、宝塚市民の入所を優先しますので、原則、入所継続できません。
- ・ なお、市外へ引越しした後、引き続いて現在の施設に通所する場合、引越しをした翌月から保育料は引越し先の市区町村の規定に基づく保育料に変更されます。

離婚（離婚調停中を含む）したとき

- ・ 家庭状況変更届にて、速やかに届け出てください。あわせて、①母子家庭等医療費受給者証、②戸籍謄本、③離婚届受理証明書のいずれかの写しもご提出ください。
 - ・ 協議離婚ではなく離婚調停の場合は、裁判所書記官による調停申立受理証明書、調停審判の期日の通知書など、離婚調停の事実を客観的に確認できる資料をあわせてご提出ください。（離婚成立後は上記①～③が調定成立がわかる書類のいずれかの写しをご提出ください。）
 - ・ 離婚調停が不調に終わった場合、不調となった日の翌月から父母双方の市町村民税額に基づいて保育料を算定します。
 - ・ 離婚後も同居される場合は、内縁状態とみなし、保育料は父母双方の市町村民税額に基づいて保育料を算定します。
 - ・ 保育料は、児童と生計を一にする方の市町村民税額に基づいて再決定します。
- なお、保育料は保育事業課が家庭状況変更届を受理した日の翌月からの変更となります。

ひとり親世帯の方が婚姻（再婚）したとき

※内縁状態（婚姻しないまま同居または生計が同一など）となった場合も含む

- ・ 家庭状況変更届にて、速やかに届け出てください。
- ・ 配偶者（内縁相手を含む。以下同様）について、保育が必要な状況を証明する書類（就労証明書など）をご提出ください。（２・３号認定子どものみ）
- ・ 配偶者について、保育の必要性が認められない場合は、施設の退所事由となります。（２・３号認定子どものみ）
- ・ 保育料は父母双方（父母の所得が一定額以下の場合は同居祖父母等）の市町村民税額に基づいて再決定します。なお、保育料は原因日の翌月からの変更となります。
- ・ 配偶者の市町村民税の情報については、宝塚市民であれば市で確認します。転入等で宝塚市に市税情報が無い場合は、市町村民税課税証明書等を提出していただくことがあります。

同じ世帯の方が障害者手帳等の交付を受けたとき

- ・ 以下のような場合、家庭状況変更届にて、障害者手帳等の交付を受けた旨を届け出てください。
 - ①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたとき
 - ②特別児童扶養手当の支給対象児童となったとき
 - ③国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者となったとき
- ※①に該当する方は各種手帳の写し、②に該当する方は特別児童扶養手当証書の写し、③に該当する方は年金証書の写しの提出が必要となります。

その他、世帯の構成状況が変わったとき

- ・ 以下のような場合、家庭状況変更届にて、世帯状況が変更となった旨を届け出てください。
 - ①祖父母と同居することになったとき
 - ②祖父母と同居していたが別居することになったとき
 - ③その他、世帯の構成状況が変わったとき（出産による世帯員変更の場合は「妊娠・出産届」をご提出ください。家庭状況変更届の提出は不要です。）
- ※同一の家屋に居住の実態があれば、住民票上世帯を分離しても、原則、同居世帯とみなします。
- ※上記②について、同居祖父母の市町村民税所得割額で保育料を算定していたところ、別居を機に父母の市町村民税所得割額で保育料を算定することになった場合、別居開始日からではなく保育事業課が家庭状況変更届を受理した日の翌月から適用します。

教育・保育施設継続入所について（２・３号認定子どものみ対象）

- I すでに保育施設に入所している児童について、入所後に当該児童以外に係る産休、育児休業を取得する予定の場合（法人化されていない自営業の事業主または従業員は除く）
 - ・ 育児休業期間中は、引き続き通所することができます。
 - ・ ただし、育児休業対象の当該児が教育・保育施設に入所した場合は、入所日から２か月以内に復職が必要です。
- II 法人化されていない自営業の事業主または従業員が、出産に伴い退職する場合
 - ・ すでに保育施設に入所している児童について、入所後に当該児童以外に係る児童が未入所の間は、引き続き通所することができます。
 - ・ ただし、上記の児童が教育・保育施設に入所した場合は、入所日からの就労が必要です。
- III 出産に伴い退職し、出産後あらたに就労する場合
 - ・ 出産日から起算して、８週間を経過する日の翌日が属する月の翌月１日時点で未就労の場合は退所となります。
 - ・ 雇用保険を受給する場合は、雇用保険受給終了日までは入所継続可能です。雇用保険受給資格者証の写しを提出してください。雇用保険受給終了日翌日時点で未就労の場合は退所となります。雇用保険受給開始を延長する場合、延長期間も雇用保険受給期間とみなして考えます。雇用保険受給延長通知書の写しを提出してください。なお、延長可能期間は出産日から起算して８週間を経過する日の翌日が属する月の末日から３か月までです。期間を超えて雇用保険の受給開始を延長されますと退所となります。
- IV 仕事を辞めた場合
 - ・ 再就労の意思がなければ、入所資格喪失のため、児童の学年に関わらず退所していただきます。
 - ・ 再就労の意思がある場合は、離職日から３か月間の猶予期間があります。ただし、雇用保険を受給する場合は、雇用保険受給終了日より３か月間の猶予期間とします。
 - その際は、必ず就労誓約書をご提出ください（就労誓約書記載の誓約事項を熟読してください）。また、雇用保険を受給する場合は、雇用保険受給資格者証の写しも提出してください。

入所申請・転所申請の締切日について（２・３号認定子どものみ対象）

- ・ １月～４月の入所または転所を希望する場合の締切日は、前年の１１月３０日（その日が市役所閉庁日のときは、その直前の市役所開庁日）です。
- ・ ５月～１２月の入所または転所を希望場合は、前月の１０日（その日が市役所閉庁日のときは、その直前の市役所開庁日）です。
- ・ 必要書類（就労証明書等）は必ず締切日までに提出ください。
- ・ 転所を希望する場合は、転所（園）申請書 **HP** を締切日までに提出してください。
- ・ 転所申請について、兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）を活用した、電子申請の受付を行っておりますので、パソコンやスマートフォンからもお申し込みいただくことが可能です。

二次元コード 

（ホームページID：1009438）



- ・ 特別支援保育を受けている児童の転所につきましては、通常選考（点数制）と異なるため、新規申込の児童の案内が優先となります。

延長保育を希望する場合（２・３号認定子どものみ対象）

- ・ 延長保育を希望する方は、施設長に「宝塚市延長保育申込書」を提出して承諾を受けてください。
- ・ 延長保育の申込は１か月単位です。
- ・ 延長保育の申込は希望月の前月２０日までに施設へ届け出てください。延長保育料がかかる場合は、承諾後に利用者負担（保育料）決定通知書にてお知らせいたします。
- ・ 遡って延長保育の申込はできません。
- ・ 利用申込の承諾後は、延長保育利用の有無にかかわらず延長保育料をお支払いいただきます。

承諾を受けた延長保育をやめる場合（２・３号認定子どものみ対象）

- ・ 承諾を受けた延長保育を停止、あるいは取り消す場合は、「宝塚市延長保育停止・取消申込書」を必ず停止または取り消し希望月の前月２０日までに施設長へ提出してください。

※ 延長保育の停止→一時的にやめる場合

（例：４月～９月の利用承諾を受けたが、８月だけ延長保育は不要、９月は必要。）

延長保育の取消→利用の取り止め

（例：４月～９月の利用承諾を受けたが、７月～９月は利用しない。）

- ・ 遡っての停止および取消はできません。

支給認定区分を変更したい場合（認定こども園のみ対象）

- ・ １号認定から２号認定、または２号認定から１号認定に変更する場合は「宝塚市施設型給付費支給認定変更申請書」を変更希望月の前月２０日までに提出してください。
- ・ １号認定から２号認定に変更する場合は、保育の必要性の事由を証明する「就労証明書」「診断書」等を併せて提出してください。
- ・ 宝塚市外の施設については自治体によって取り扱いが異なる場合がありますので、各自治体にご確認ください。

保育の必要量を変更したい場合（２・３号認定子どものみ対象）

- ・ 保育の必要量（保育標準時間、保育短時間）を変更する場合は、「宝塚市施設型給付費支給認定変更申請書」を変更希望月の前月２０日までに提出してください。産休・育休等で保育時間を短縮する場合など提出漏れのないようご注意ください。
- ・ 保育の必要量を保育標準時間に変更する場合は、認定基準を満たす必要があります。認定基準については「宝塚市施設型給付費支給認定変更申請書」でご確認をお願いします。

収入が減少する場合の保育料等の軽減について

- ・令和7年4月分～令和7年8月分の保育料等は、令和6年度市民税額（R5.1.1～R5.12.31の期間の収入により課税判定）により決定しています。
- ・保育料等決定の基準期間における課税対象収入と、今年の収入見込額（非課税収入を含む）を比較して、60%未満になると客観的資料により証明できる場合は、保育料等の再計算を行います。（申し出のあった翌月分からの見直しとなります。ただし、利用者負担（保育料）決定通知書を発行した翌月までに申し出があった場合は、利用者負担（保育料）決定通知書を発行した月の分から再計算を行います。）詳細については、別紙「保育料等の減免申請（再計算）について」を参照してください。

市民税額が変更になった場合

- ・変更された市民税額による保育料等の再計算は、市民税課での修正日の翌月分より行います。ただし、市民税額が増額となった場合は、当初の保育料等決定月まで遡って保育料等を再計算し、差額が生じた場合は追加納付していただきます。
 - ・確定申告の修正を行った場合は、速やかに修正申告書の控えと添付資料を市民税課までご提出ください。
- ※市民税課にて修正申告をされなかった場合の市民税額の修正は、確定申告の修正日より約2か月後となります。

保育料の無償化について

- ・幼児教育・保育の無償化の詳細については、宝塚市ホームページ（ID→1038703）をご参照ください。

保育事業課から教育・保育施設への情報提供について

- ・就労証明書等記載の保護者の状況、虐待等の家庭の状況、児童の健康状態に関する情報については、教育・保育を実施するために必要な範囲で、施設に提供することがあります。

保育料・延長保育料・給食費（公立のみ）の納期限について（保育所のみ対象）

- ・その月の保育料・延長保育料・給食費（公立のみ）は、毎月末日が納期限となります。金融機関休業日にあたる場合は、翌営業日となります。保育料等の納付は原則として口座振替でのお支払いとなります。
- ・保育所以外の施設の保育料等につきましては、各施設が徴収いたします。納期限等は各施設にお尋ねください。

保育料の口座振替の手続き（保育所のみ対象）

- ・「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を金融機関の窓口へご提出ください。用紙は各保育所及び市役所保育事業課に備え置いています。
- ・金融機関へ提出してから口座振替開始まで40日程度かかる場合があります。手続きが完了しましたら、「保育料口座振替開始のお知らせ」により通知します。
- ・振替日は毎月末日です。金融機関休業日にあたる場合は、翌営業日となります。
- ・保育所以外の施設の保育料の支払方法につきましては、各施設が定める方法となりますので、各施設にお尋ねください。

2人目以降の子について、保育料の口座振替をする場合（保育所のみ対象）

- ・ 口座振替の手続は、児童一人ごとに行う必要があります。
お手数ですが、あらためて「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を金融機関の窓口へご提出ください。用紙は各保育所及び市役所保育事業課に備え置いています。

口座振替の振替先の変更について（保育所のみ対象）

- ・ 「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を金融機関の窓口へご提出ください。用紙は各保育所及び市役所保育事業課に備え置いています。
- ・ 「保育料口座振替開始のお知らせ」に記載されている口座振替開始月から、変更が完了します。「保育料口座振替開始のお知らせ」が届くまでは、旧口座の解約は行わないようにしてください。

保育料を納め忘れた場合（保育所のみ対象）

- ・ 納期限までに保育料を納めていない場合は、翌月20日頃に督促状と納入通知書を発送いたします。速やかに金融機関窓口にて、納入通知書で納めてください。
- ・ 金融機関の窓口で支払った保育料が、市へ入金されるのは約10日後です。このため、金融機関で支払ったにもかかわらず、行き違いで督促状がお手元に届く場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・ 保育料を未納のまま放置されますと、職場への給与照会、財産（現金、銀行預金、給料、地代家賃、電話加入権、自動車、土地、家屋、生命保険解約返戻金、売掛金など）の差押等、強制徴収の手続を開始することがあります。

保育料納付確認書の発行について（保育所のみ対象）

- ・ お納めいただいた保育料や延長保育料、給食費（公立保育所のみ）の金額を証明する資料を発行申請することができます。
- ・ 兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）を活用した、電子申請の受付を行っておりますので、パソコンやスマートフォンからお申し込みしていただくことが可能です。

二次元コード 

（ホームページID：1009438）

